

平成29年度 随意契約の公表(健康まちづくり部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成29年4月1日から同年9月30日までの随意契約  
【健康まちづくり部】

| 担当課   | 契約名称              | 契約締結日     | 契約の相手方の名称  | 契約の相手方の住所        | 契約金額(円)                        | 随意契約によることとした理由  |
|-------|-------------------|-----------|------------|------------------|--------------------------------|---|
| 健康推進課 | 乳がん検診(個別)業務に係る委託  | 平成29年4月1日 | (一社)八尾市医師会 | 八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16 | 単価契約<br>(年間見込額)<br>40,666,000円 | 乳がん検診(個別)業務については、身近なかかりつけ医での受診や特定健診等との同時実施など、市民の利便性を考慮した個別検診を実施している。また、市のがん検診事業の評価として精度管理を行う必要があるため、個別検診については八尾市内の医療機関への委託としている。八尾市内において個別検診という形態で検診に対応でき、専門的知識を有する団体は、一般社団法人八尾市医師会のみであるため。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当) |
| 健康推進課 | 子宮がん検診(個別)業務に係る委託 | 平成29年4月1日 | (一社)八尾市医師会 | 八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16 | 単価契約<br>(年間見込額)<br>84,731,000円 | 子宮がん検診については、身近なかかりつけ医での受診や特定健診等との同時実施など市民の利便性を考慮した個別検診を実施している。また、市のがん検診事業の評価として精度管理を行う必要があるため、個別検診については八尾市内の医療機関への委託としている。八尾市内において個別検診という形態で検診に対応でき、専門知識を有する団体は一般社団法人八尾市医師会のみであるため。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)         |

| 担当課   | 契約名称               | 契約締結日     | 契約の相手方の名称                   | 契約の相手方の住所          | 契約金額(円)  | 随意契約によることとした理由   |
|-------|--------------------|-----------|-----------------------------|--------------------|--|--|
| 健康推進課 | 乳がん及び子宮がん検診業務に係る委託 | 平成29年4月1日 | 医療法人竹村医学研究会<br>小阪レディースクリニック | 大阪府東大阪市菱屋西三丁目4番13号 | (乳がん)<br>単価契約<br>(年間見込額)<br>40,666,000円<br><br>(子宮がん)<br>単価契約<br>(年間見込額)<br>84,731,000円<br><br>※上記2点とも、八尾市医師会との契約分も含む。 | 本医療機関は、当市の近隣市区町村にある医療機関の中で、八尾市民の本検診受診の受入れを希望する医療機関の一つであり、当市から比較的近距离に位置しており、多数の八尾市民の検診受診が見込まれる。乳がん検診及び子宮がん検診については、一般社団法人八尾市医師会との契約により、八尾市内で受診できる医療機関は確保している。しかし、近隣市での検診受診を希望する対象者も多く、近隣の市区町村域を超えた受診機会の確保も求められている。また、「平成27年度 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 実施要綱8の(7)」にも他市区町村での受診に対して配慮するようにとあり、市民の検診受診の利便性向上と検診受診率を高める必要がある。乳がん及び子宮がん検診業務を本医療機関に委託することにより、更なる市民の利便性の向上に配慮した検診の実施が可能となり、受診率の向上やがんの早期発見、早期治療を促進し、市民の健康保持、増進を図ることができる。また、本医療機関は、厚生労働省が示す「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく本市の乳がん及び子宮がん検診の仕様を満たし、かつ検診に対応できるだけの専門知識も有しているため、本医療機関と委託契約を締結する。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当) |
| 健康推進課 | 子宮がん検診(個別)業務に係る委託  | 平成29年4月1日 | 医療法人竹村医学研究会<br>小阪産病院        | 東大阪市菱屋西三丁目6番8号     | (子宮がん)<br>単価契約<br>(年間見込額)<br>84,731,000円<br><br>※八尾市医師会との契約分も含む。   | 本医療機関は、当市の近隣市区町村にある医療機関の中で、八尾市民の本検診受診の受入れを希望する医療機関の一つであり、当市から比較的近距离に位置しており、多数の八尾市民の検診受診が見込まれる。子宮がん検診については、一般社団法人八尾市医師会との契約により、八尾市内で受診できる医療機関は確保している。しかし、近隣市での検診受診を希望する対象者も多く、近隣の市区町村域を超えた受診機会の確保も求められている。また、「平成29年度 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 実施要綱8の(7)」にも他市区町村での受診に対して配慮するようにとあり、市民の検診受診の利便性向上と検診受診率を高める必要がある。子宮がん検診業務を本医療機関に委託することにより、更なる市民の利便性の向上に配慮した検診の実施が可能となり、受診率の向上やがんの早期発見、早期治療を促進し、市民の健康保持、増進を図ることができる。また、本医療機関は、厚生労働省が示す「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく本市の子宮がん検診の仕様を満たし、かつ検診に対応できるだけの専門知識も有しているため、本医療機関と委託契約を締結する。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)                  |

| 担当課   | 契約名称                              | 契約締結日     | 契約の相手方の名称    | 契約の相手方の住所        | 契約金額(円)                        | 随意契約によることとした理由   |
|-------|-----------------------------------|-----------|--------------|------------------|--------------------------------|--|
| 健康推進課 | 特定健診及び特定健診に準じる健康診査における追加項目検査の業務委託 | 平成29年4月1日 | (一社)八尾市医師会   | 八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16 | 単価契約<br>(年間見込額)<br>36,816,000円 | 追加項目検査については、身近なかかりつけ医での受診やがん検診との同時実施など、市民の利便性を考慮した個別健診を実施している。八尾市内において個別という形態で健診に対応できる団体は一般社団法人八尾市医師会のみであるため。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)  |
| 健康推進課 | 大腸がん検診(個別)業務に係る委託                 | 平成29年4月1日 | (一社)八尾市医師会   | 八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16 | 単価契約<br>(年間見込額)<br>47,348,000円 | 大腸がん検診については、身近なかかりつけ医での受診や特定健診等との同時実施など市民の利便性を考慮した個別検診を実施している。また、市のがん検診事業の評価として精度管理を行う必要がある。個別検診については八尾市内の医療機関への委託としている。以上より、八尾市内において個別という形態で検診に対応できる専門的知識がある団体は一般社団法人八尾市医師会のみであるため。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当) |
| 健康推進課 | 肝炎ウイルス検診業務に係る委託                   | 平成29年4月1日 | (一社)八尾市医師会   | 八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16 | 単価契約<br>(年間見込額)<br>2,269,000円  | 肝炎ウイルス検診については、身近なかかりつけ医での受診やがん検診との同時実施など市民の利便性を考慮した個別検診を実施している。個別という形態で検診に対応できる専門的知識がある団体は一般社団法人八尾市医師会のみであり、主健診である特定健診等を一般社団法人八尾市医師会が行っているため。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)  |
| 健康推進課 | 歯科健康診査に係る委託                       | 平成29年4月1日 | (一社)八尾市歯科医師会 | 八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16 | 単価契約<br>(年間見込額)<br>26,229,000円 | 歯科健康診査については、身近なかかりつけ医での受診など市民の利便性を考慮した個別健診を実施している。八尾市内において、個別という形態で健診に対応できる専門的知識がある団体は一般社団法人八尾市歯科医師会のみであるため。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)   |

| 担当課   | 契約名称                      | 契約締結日     | 契約の相手方の名称    | 契約の相手方の住所        | 契約金額(円)                        | 随意契約によることとした理由  |
|-------|---------------------------|-----------|--------------|------------------|--------------------------------|---|
| 健康推進課 | 乳がん検診(集団)業務に係る委託          | 平成29年4月1日 | 医療法人 恵生会     | 大阪府東大阪市鷹殿町20番29号 | 単価契約<br>(年間見込額)<br>12,499,000円 | 検診車を有し、他の集団健(検)診(特定健診、各種がん検診等)との同時実施が可能かつ本市へ出向いて検診を実施でき、業務に支障が生じた際に、すぐに代替の検診車を手配できる検診機関は極端に少ない。また、それに加え、本市の乳がん検診の仕様のひとつである日本乳がん検診精度管理中央機構の基準を満たし、乳がん検診の精度管理上適切な検診、管理体制を確保している検診機関でないとならない。さらに、本市に業者登録している業者で、且つ健康診断を業種にしている業者内で当該業者以外、本市の検診実施回数を満たすことが出来ない。上記理由により、本契約を締結できる業者は、当該業者のみであるため随意契約を行う。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当) |
| 健康推進課 | 保健センター等における集団方式による住民健診の委託 | 平成29年4月1日 | 医療法人 恵生会     | 大阪府東大阪市鷹殿町20番29号 | 単価契約<br>(年間見込額)<br>27,322,000円 | 本市の住民健診は、健診の診察・判定医師を当該地区の医師会に派遣を依頼し、地域の医療機関と連携することで、地域に密着した住民健診を実施することが可能となっており、医師会との連携は不可欠と考えられる。しかし、このような医師会との連携による健診実施は他の市町村と比べると特殊な形態となっている。また、住民健診では、市民の利便性と健診受診率の向上のため、特定健診に加え、二次予防事業対象者検査やがん検診も実施しており、各種健(検)診に対応できる事業者でなければ委託できない。上記の特殊な形態に対応し、かつ各種健(検)診の実施において当市の仕様を満たす健診を実施できる事業者が他にないため。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)  |
| 健康推進課 | 八尾市健康管理システムに係るシステム保守業務委託  | 平成29年4月1日 | (株)両備システムズ   | 岡山市南区豊成二丁目7番16号  | 1,345,248円                     | 当システムは、平成18年度に導入し、6年が経過した平成24年度にシステム機器の入れ替えを行い、平成25年度にシステムのバージョンアップを行った経過がある。本システムの保守はシステム開発を行った上記業者のみが実施可能である。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)   |
| 健康推進課 | 八尾市健康管理システムデータバンチ入力業務の委託  | 平成29年4月1日 | ナビオコンピュータ(株) | 大阪市中央区高麗橋四丁目3番7号 | 単価契約<br>(年間見込額)<br>6,179,000円  | 本業務は個人情報のセキュリティの確保及び虐待対応等の緊急を要するデータ入力を速やかに対応することが必要である。本事業者は従前より庁内他部署のデータ入力を委託し、個人情報の取り扱い等について実績がある。また庁舎内でバンチ作業室を有しており、庁舎外に個人情報を持ち出さず委託することができる。本事業者は上記条件を唯一満たす事業者であるため。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)  |

| 担当課   | 契約名称                   | 契約締結日     | 契約の相手方の名称                            | 契約の相手方の住所          | 契約金額(円)  | 随意契約によることとした理由   |
|-------|------------------------|-----------|--------------------------------------|--------------------|--|--|
| 健康推進課 | 各種がん検診業務に係る委託          | 平成29年4月1日 | 公益財団法人 大阪府保健医療財団<br>(大阪がん循環器病予防センター) | 大阪市城東区森之宮一丁目6番107号 | 単価契約<br>(年間見込額)<br>174,642,000円<br>※八尾市医師会との契約分も含む。  | 本機関は、精度の高い各種検診とがん・循環器・生活習慣病の予防や啓発活動を実施している予防研究・検診施設である。また、代表的な5がん(胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん)の検診すべてを同日に同施設にて実施することが可能な施設である。現在、本市では、八尾市内等の各医療機関で受診できる個別検診と、保健センターや八尾市内各地域で受診できる集団検診の二種類のがん検診を実施している。実施している各種がん検診においては、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。そのため、すべての検診を同時実施することが困難となっている。当課で現在実施しているがんドック(胃がん・大腸がん・肺がん・乳がんの4つの検診を同日同時実施)の受診希望者が多いが、実施枠が不足しており、現状多くの受診希望者の受診機会が失われている現状にあるため、本市はその受診機会の確保に努めなければならない。また「平成29年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」8の(7)にも他市区町村での受診に対して配慮するようにことあり、市民の検診受診の利便性向上と検診受診率を高める必要がある。<br>以上より、代表的な5がんの検診業務を確実に高精度で実施することができ、また本市からも近くに所在地を有し、十分な実績を有しているのは本機関のみである。本機関に委託することにより、更なる市民の利便性の向上に配慮した検診の実施が可能となり、受診率の向上やがんの早期発見、早期治療を促進し、市民の健康保持、増進を図ることができる。また、本機関は、厚生労働省が示す別添2「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく本市のすべてのがん検診の仕様を満たし、かつ検診に対応できるだけの専門知識も有しているため。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当) |
| 健康推進課 | 八尾市自殺対策相談支援事業に係る業務委託   | 平成29年4月1日 | (医)清心会                               | 八尾市天王寺屋六丁目59       | 7,840,440円   | 平成25年度から平成28年度の実施内容より、継続的に支援が必要とみられる対象者が多数存在し、昨年度より契約している当該事業者でないと対応できないため。なお、当該事業者については、平成25年度に公募型プロポーザル方式において優秀であると判断された専門事業者であり、実績においても十分であると判断できる。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)   |
| 健康推進課 | 妊婦健康診査業務に係る委託          | 平成29年4月1日 | (一社)大阪府医師会                           | 大阪市天王寺区上本町二丁目1番22号 | 単価契約<br>(年間見込額)<br>207,240,000円<br>※大阪府助産師会との契約分も含む。 | 大阪府下において、本健康診査に対応できる専門知識を有する団体は、一般社団法人大阪府医師会と一般社団法人大阪府助産師会であり、その内のひとつである本団体と契約することによって、受診者が大阪府下の医療機関から受診する医療機関を広く選択することが可能になり、市民の利便性に考慮した健康診査の実施が可能であるため。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)  |
| 健康推進課 | 妊婦健康診査業務等における審査事務に係る委託 | 平成29年4月1日 | (一社)大阪府医師会                           | 大阪市天王寺区上本町二丁目1番22号 | 単価契約<br>(年間見込額)<br>1,798,000円<br>※大阪府助産師会との契約分も含む。   | 本委託契約は、妊婦健康診査等の請求業務の取りまとめ及び審査業務を当該団体に委託するものである。妊婦健康診査等の実施については、当該団体と委託契約を締結しており、審査に関する専門性を持ち、審査事務を的確かつ効率的に行えるのは、当該団体しかないため。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)  |

| 担当課   | 契約名称                      | 契約締結日     | 契約の相手方の名称    | 契約の相手方の住所          | 契約金額(円)   | 随意契約によることとした理由  |
|-------|---------------------------|-----------|--------------|--------------------|---|---|
| 健康推進課 | 妊婦健康診査業務に係る委託             | 平成29年4月1日 | (一社)大阪府助産師会  | 大阪市天王寺区細工谷一丁目1番5号  | 単価契約<br>(年間見込額)<br>207,240,000円<br>※大阪府医師会との<br>契約分も含む。 | 大阪府下において、本健康診査に対応できる専門知識を有する団体は、一般社団法人大阪府医師会と一般社団法人大阪府助産師会であり、その内のひとつである本団体と契約することによって、受診者が大阪府下の医療機関から受診する医療機関を広く選択することが可能になり、市民の利便性に考慮した健康診査の実施が可能であるため。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当) |
| 健康推進課 | 妊婦歯科健康診査における委託            | 平成29年4月1日 | (一社)八尾市歯科医師会 | 八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16   | 単価契約<br>(年間見込額)<br>4,879,000円                           | 歯科健康診査については、身近なかかりつけ医での受診など市民の利便性を考慮した個別健診を実施している。八尾市内において、個別という形態で健診に対応できる専門的知識がある団体は一般社団法人八尾市歯科医師会のみであるため。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)  |
| 健康推進課 | 乳児一般健康診査及び乳児後期健康診査業務に係る委託 | 平成29年4月1日 | (一社)大阪府医師会   | 大阪市天王寺区上本町二丁目1番22号 | 単価契約<br>(年間見込額)<br>22,056,000円                          | 大阪府下において、本健康診査に対応できる専門知識を有する団体は、一般社団法人大阪府医師会と一般社団法人大阪府助産師会であり、その内のひとつである本団体と契約することによって、受診者が大阪府下の医療機関から受診する医療機関を広く選択することが可能になり、市民の利便性に考慮した健康診査の実施が可能であるため。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当) |
| 健康推進課 | 妊婦健康診査業務における審査事務に係る委託     | 平成29年4月1日 | (一社)大阪府助産師会  | 大阪市天王寺区細工谷一丁目1番5号  | 単価契約<br>(年間見込額)<br>1,571,570円<br>※大阪府医師会との<br>契約分も含む。   | 本委託契約は、妊婦健康診査等の請求業務の取りまとめ及び審査業務を当該団体に委託するものである。妊婦健康診査等の実施については、当該団体と委託契約を締結しており、審査に関する専門性をもち、審査事務を的確かつ効率的に行えるのは、当該団体しかないため。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)                               |
| 健康推進課 | 母子相談支援事業に係る業務委託           | 平成29年4月1日 | (一社)大阪府助産師会  | 大阪市天王寺区細工谷一丁目1番5号  | 単価契約<br>(年間見込額)<br>28,707,000円                          | 大阪府下において、母子相談支援事業(助産師)に対応できる専門知識を有する団体は、一般社団法人大阪府助産師会であり、その団体と契約することによって、妊婦をはじめとする相談者が相談する上で専門性をもち、且つ的確かつ効率的に行えるのは、当該団体しかないため。<br>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当)                            |

| 担当課   | 契約名称                             | 契約締結日     | 契約の相手方の名称  | 契約の相手方の住所   | 契約金額(円)                         | 随意契約によることとした理由   |
|-------|----------------------------------|-----------|--|---|---------------------------------|--|
| 健康推進課 | 飼犬登録事務及び狂犬病予防注射済票交付事務に関する委託      | 平成29年4月1日 | (1) 赤枝 雅雄<br>(2) 織 順一<br>(3) 久保 拓洋<br>(4) 有限会社塩田<br>(5) 土井 健次郎<br>(6) 徳千代 圭介<br>(7) 有限会社とよなが動物病院<br>(8) 富田 博人<br>(9) 有限会社西村動物病院<br>(10) 株式会社まつむら動物病院<br>(11) 安本 泰範<br>(12) 渡邊 誠司<br>(13) 三笠 直也<br>(14) 吉村 貴行 | (1) 八尾市山本町北一丁目2番6号<br>(2) 八尾市西山本町一丁目1番50号<br>(3) 八尾市南亀井町一丁目1番1号<br>(4) 八尾市山本高安町二丁目1番10号<br>(5) 八尾市栄町一丁目3番19号<br>(6) 八尾市桜ヶ丘四丁目63番地<br>(7) 八尾市東山本新町一丁目14番8号<br>(8) 八尾市萱振町一丁目148番地の1<br>(9) 八尾市柏村町四丁目311番地の3<br>(10) 八尾市南小阪合町三丁目1番7号<br>(11) 八尾市東久宝寺一丁目5番31号<br>(12) 八尾市志紀町南一丁目30番地<br>(13) 八尾市北久宝寺一丁目2番3号<br>(14) 八尾市南太子堂六丁目1番10号 | 単価契約<br>(年間見込額)<br>1,849,000円   | 市内において狂犬病予防注射を実施する動物病院を開業する者に委託することにより、手数料収入の確保及び市内の犬の所有者の便益の増進に寄与すると認められるもので、その目的が競争入札に適しないため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 健康推進課 | 八尾市保健センターで行う休日及び年末年始等の休日急病診療業務委託 | 平成29年4月1日 | (一社)八尾市医師会   | 八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16  | 1,650,000円                      | その業務の性質上、他に本業務を実施できる者が存在しないため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)  |
| 健康推進課 | 休日急病診療業務における小児(科)患者の後送診療業務委託     | 平成29年4月1日 | (一社)八尾市医師会   | 八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16  | 単価契約<br>(年間見込額)<br>5,724,000円   | その業務の性質上、他に本業務を実施できる者が存在しないため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)  |
| 健康推進課 | 八尾市保健センターで行う休日及び年末年始等の休日急病診療業務委託 | 平成29年4月1日 | (一社)八尾市歯科医師会   | 八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16  | 620,000円                        | その業務の性質上、他に本業務を実施できる者が存在しないため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)  |
| 健康推進課 | 予防接種業務委託                         | 平成29年4月1日 | (一社)八尾市医師会   | 八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16  | 単価契約<br>(年間見込額)<br>652,069,000円 | 契約相手方が単一団体しか存しないため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)   |
| 健康推進課 | 中河内医療圏相互乗り入れ予防接種業務委託             | 平成29年4月1日 | (一社)柏原市医師会   | 柏原市安堂町一丁目55番地   | 単価契約<br>(年間見込額)<br>3,395,000円   | 契約相手方が単一団体しか存しないため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)   |
|       |                                  |           | (一社)河内医師会  | 東大阪市岩田町四丁目3番14号204  | 単価契約<br>(年間見込額)<br>752,000円     | 契約相手方が単一団体しか存しないため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)   |
| 健康推進課 | 八尾市風しん予防接種助成事業業務委託               | 平成29年4月1日 | (一社)八尾市医師会   | 八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16  | 単価契約<br>(年間見込額)<br>1,970,000円   | 契約相手方が単一団体しか存しないため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)   |

| 担当課   | 契約名称                                  | 契約締結日     | 契約の相手方の名称  | 契約の相手方の住所   | 契約金額(円)         | 随意契約によることとした理由   |
|-------|---------------------------------------|-----------|--|---|-----------------|--|
| 健康推進課 | 公害医療に係るレセプトの点検および各種台帳作成業務             | 平成29年4月1日 | (株)ニチイ学館   | 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地  | 3,219,360円      | 公害医療に係る診療報酬体系は特殊であるため、専門的知識及び経験を必要とし、短期間で業者を変更することは、医療機関への支払等の対応に迅速に対応できない等支障が発生するため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2項該当)   |
| 健康推進課 | 公害健康被害の補償等に関する法律に係る診療報酬明細書等のとりまとめ事務委託 | 平成29年4月1日 | (一社)八尾市医師会   | 八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16  | 987600          | 八尾市内の医療機関のレセプトのとりまとめ業務にあたり、医療機関のほとんどが医師会会員のため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)  |
| 健康推進課 | 八尾市健康都市宣言策定支援業務                       | 平成29年8月8日 | 株式会社 ジャパンインターナショナル総合研究所  | 京都市右京区西京極西池田町9番地5 西京極駅前ビル6階   | 5,184,000円      | 本業務は、本市と協議しながら、八尾市健康都市宣言の策定支援を行うものであり、近年の保健衛生施策の動向や健康づくりを取り巻く状況等を把握し、本市の健康増進計画及び食育推進計画の内容を熟知したうえで、八尾市衛生問題対策審議会健康都市宣言部会の会議運営、策定書の作成等を効率的に進める業務遂行能力が必要となることから、公募型プロポーザル方式により業者選定を行ったため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 健康保険課 | MCWEL後期高齢者V1プログラムサポート(保守)業務委託契約       | 平成29年4月1日 | 富士通株式会社 関西支社   | 大阪市中央区城見二丁目2番6号   | 2,056,752円      | 当該システムの開発・保守・運用を単独で担い、システム及び業務に熟知している富士通株式会社のみしか行えないため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)   |
| 健康保険課 | 後期高齢者システム運用支援業務委託契約                   | 平成29年4月1日 | 富士通株式会社 関西支社   | 大阪市中央区城見二丁目2番6号   | 4,758,480円      | 電算システムに基づいた運用支援業務であるため、安定、適正かつ迅速に業務を遂行するためには、当該システムの開発・保守・運用を単独で担い、システム及び業務に熟知している富士通株式会社のみしか支援業務を行えないため。<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)   |
| 健康保険課 | 総合健康診断(人間ドック)事業における検査業務の              | 平成29年4月1日 | ①医療法人 医真会 医真会八尾総合病院<br>②医療法人 貴医会 貴島中央病院<br>③医療法人 貴島会 貴島病院本院<br>④医療法人 気象会 東朋八尾病院<br>⑤医療生協 かわち野生活協同組合<br>医療生協八尾クリニック<br>⑥八尾市 八尾市立病院<br>⑦医療法人 徳洲会 八尾徳洲会総合病院<br>⑧財団法人 大阪市環境保健協会<br>⑨社会医療法人 寿楽会 大野クリニック<br>⑩医療法人 聖授会 QCAT予防医療センター | ①八尾市沼1丁目41番地<br>②八尾市松山町一丁目4番11号<br>③八尾市楽音寺三丁目33番地<br>④八尾市北本町二丁目10番54号<br>⑤八尾市八尾木六丁目100番地<br>⑥八尾市龍華町一丁目3番1号<br>⑦八尾市若草町一丁目17番地<br>⑧大阪市中央区大手前二丁目1番7号<br>⑨大阪市中央区難波二丁目2番3号 | 単価契約<br>(年間見込額) | 総合健康診断においては、八尾市国民健康保険総合健康診断実施要綱に定めている一定水準以上の医療機関であり、高度な専門  |



| 担当課   | 契約名称                        | 契約締結日     | 契約の相手方の名称   | 契約の相手方の住所  | 契約金額(円)                         | 随意契約によることとした理由  |
|-------|-----------------------------|-----------|---|--|---------------------------------|---|
|       | 委託契約                        |           | ①医療法人 聖授会 総合健診センター<br>②財団法人 大阪警察病院付属人間ドッククリニック<br>③社会医療法人 きつこう会 多根クリニック<br>④医療生協かわち野生活協同組合 東大阪生協病院<br>⑤柏原市 市立柏原病院<br>⑥医療法人 聖授会フェスティバルタワークリニック<br>⑦公立大学法人 大阪市立大学<br>⑧社会医療法人 大道会 帝国ホテルクリニック | ⑩大阪市浪速区湊町一丁目4番1号<br>⑪大阪市天王寺区東高津町七丁目11番地<br>⑫大阪市天王寺区石ヶ辻町十五丁目15番地<br>⑬大阪市港区弁天一丁目2番地<br>⑭東大阪市長瀬町一丁目7番7号<br>⑮柏原市法善寺一丁目7番9号<br>⑯大阪市北区中之島二丁目3番18号 15階<br>⑰大阪市住吉区杉本三丁目3番138号<br>⑱大阪市北区天満橋一丁目8番50号 | 69,125,000円                     | 性と特殊な技術をもつ事業者である必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)   |
| 健康保険課 | 特定健診等データ処理システム及び機器の保守業務委託契約 | 平成29年4月1日 | ㈱両備システムズ  | 岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号   | 899,424円                        | 当課で使用している特定健診のシステムは両備システムズより導入しており、他の業者には、システム保守及びシステム機器保守業務が適さないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)   |
| 健康保険課 | 窓口業務委託契約                    | 平成29年4月1日 | テンプスタッフ㈱難波オフィス  | 大阪市中央区難波四丁目4番1号ヒューリック難波ビル11階   | 38,232,000円                     | 平成30年4月以降の当該業務は入札による業者選定を予定しているが、それまでの間も業務を継続する必要があり、また同社は平成28年度の委託業者で、当市及び近隣他市において実績があり、他社との見積比較でも最も安価であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)  |
| 健康保険課 | 平成29年度国民健康保険システム広域化対応業務委託契約 | 平成29年4月1日 | 富士通㈱ 関西支社   | 大阪市中央区城見二丁目2番6号  | 13,296,960円                     | 当該システムは本市の基幹システム再構築に伴い平成26年1月より現行システムでの運用を開始している。当該システムの再構築と以後の運用保守を同社が請け負っており、同社でなければ対応できないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)  |
| 健康保険課 | 平成29年度診療報酬明細書等点検業務委託契約      | 平成29年4月1日 | ㈱メディブレーン  | 大阪市中央区内徳井町二丁目4番14号   | 単価契約<br>(契約期間見込額)<br>9,092,000円 | 当該業務については、平成29年10月以降分は入札にて業者選定を行う予定であるが、開始までの間も業務を継続する必要があり、また同社は平成28年度の委託業者で、当市及び近隣他市において実績があり、当市での点検には平成26年度より目視点検に加えシステム点検も導入され、同社に委託することで業務の連続性を確保でき、システム点検による効果測定も行うことができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 健康保険課 | 平成29年度健康づくり助成事業実施に係る業務委託契約  | 平成29年6月1日 | 公益財団法人八尾体育振興会   | 八尾市青山町三丁目5番24号   | 単価契約<br>(年間見込額)<br>2,268,000円   | 同法人は本市スポーツ施設の管理運営業務を行っており、料金及び事務の効率化の観点から最も適切であると判断されるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)  |
| 健康保険課 | 平成29年度健康づくり助成事業実施に係る業務委託契約  | 平成29年6月1日 | ㈱ルネサンス  | 東京都墨田区両国二丁目10番14号両国シテイコア3階   | 単価契約<br>(年間見込額)<br>630,000円     | 昨年度まで当該事業の実施場所であった施設が閉鎖となり、事業継続には運動施設を有する事業者でなければならず、同社は本市に運動施設を有し、運動指導もおこなっており、また料金及び事務の効率化の観点から最も適切であると判断されるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)  |
| 健康保険課 | 特定保健指導業務(教室型)委託契約           | 平成29年6月1日 | (株)オージースポーツ   | 大阪市中央区備後町三丁目6番14号  | 単価契約<br>(年間見込額)<br>1,555,200円   | 当該業務について入札を実施したが不調となり、平成29年6月1日からの業務開始として早急に契約する必要があったため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当)  |

| 担当課   | 契約名称                           | 契約締結日      | 契約の相手方の名称    | 契約の相手方の住所                 | 契約金額(円)                       | 随意契約によることとした理由  |
|-------|--------------------------------|------------|--------------|---------------------------|-------------------------------|---|
| 健康保険課 | 平成29年度国保保健指導業務委託契約             | 平成29年6月1日  | ジェイエムシー㈱大阪支店 | 大阪市中央区平野町三丁目3番8号淀屋橋辻梅ビル4階 | 単価契約<br>(年間見込額)<br>9,040,000円 | 当該業務について入札を実施したが不調となり、平成29年6月1日からの業務開始として早急に契約する必要があったため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当)  |
| 健康保険課 | 特定健康診査受診勧奨出力・分析支援対応業務委託契約      | 平成29年6月20日 | ㈱両備システムズ     | 岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号        | 3,343,680円                    | 当課で使用している特定健診のシステムは両備システムズより導入しており、当該システムより対象者データの選定、分析を行う必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)   |
| 健康保険課 | 国保高額療養費見直し対応業務委託契約             | 平成29年7月1日  | 富士通㈱ 関西支社    | 大阪市中央区城見二丁目2番6号           | 10,108,800円                   | 国民健康保険システムは本市の基幹システム再構築に伴い平成26年1月より現行システムでの運用を開始している。当該システムの再構築と以後の運用保守を同社が請け負っており、同社でなければ対応できないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)  |
| 健康保険課 | 国保圏域化連携パソコン等導入業務委託契約           | 平成29年7月1日  | 富士通㈱ 関西支社    | 大阪市中央区城見二丁目2番6号           | 10,108,800円                   | 国民健康保険システムは本市の基幹システム再構築に伴い平成26年1月より現行システムでの運用を開始している。当該システムの再構築と以後の運用保守を同社が請け負っており、同社でなければ対応できないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)  |
| 健康保険課 | 後発医薬品(ジェネリック医薬品)への勧奨通知作成業務委託契約 | 平成29年8月1日  | ㈱メディブレーン     | 大阪市中央区徳井町二丁目4番14号         | 単価契約<br>(年間見込額)<br>1,404,000円 | 当該業務は対象者の抽出においてレセプト内容の確認が必要であり、当市のレセプト点検業務を実施している同社に委託することで円滑かつ適切な業務遂行が見込まれるため。また当該業務は平成24年2月に初めて同社に委託し、以来、毎回効果実績が上昇しており、ノウハウの蓄積と継続的な効果測定が必要であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |